代

田

嗣

清

第一章 次

第二章

贈賄罪

贈賄罪の法源

第三章 収賄罪

第四節 第三節 第二節 第一節

小括

贈賄罪の未遂 贈賄罪の認定と量刑

第二節 第一節 収賄罪の法源 収賄罪の認定と量刑 収賄罪の未遂

第四章 贈収賄の共犯 第四節 小括

68-2-96 (名城 '18)

第五章

第四節

小括

第一節 取持

第三節 収受者による賄賂の要求第二節 贈賄に対する同意

### 第一章 序

半期において主要な法源となった「公事方御定書」は形式上制定法であるが、「その内容の大部分は判例の抽象化・ 法規化」であり、実際の裁判においても判例は重要な法源として参照されていたのである。 らかにする上で特に重要である。 徳川幕府刑法についての研究には様々なものがあるが、判例分析による法理論の研究は、当時の刑政の一端を明 その理由は、徳川幕府刑法が判例法を中心に構成されたことにある。 徳川幕府後

残している。 る「徳川幕府刑法における贓物罪」や「徳川幕府刑法における謀書謀判」などを挙げるのみで、未だ多くの論点を に各犯罪類型、 しかし、判例分析を中心とする実体刑法に関する研究は、これまでそれほど多く行われてきたわけではない<sup>(3)</sup> いわば刑法各則については、平松義郎氏による「徳川幕府刑法に於ける窃盗罪」、石塚英夫氏によ

解明する。 そこで本稿では、これら徳川幕府刑法各則の解明の一環として、 贈収賄罪について、判例を分析してその法理を

贈収賄罪は、 役人の不正の中でも主要なものと考えられるが、 その影響は個別の行政手続きにおける不正にとど

\_

然りとすれば、

らないよう厳命していたのである。 らないよう繰り返し命じており、また寛政改革の一環として、多くの代官が処罰・交代させられたことも知られて いる。また後述するように、贈賄者に対しても、公事方御定書においてその刑罰を定め、触を通じて賄賂などを贈 て幕府も、その抑制・処罰には相当の力を注いだことが推測される。事実、幕府は代官らに対し賄賂などを受け取 まらず、幕府の支配に対する信頼を損ない、ひいては支配体制そのものをも動揺させかねない犯罪である。 したが

のであるか することは少なく、何かしらの事由によってこれより軽く処罰することが多かった。これはいかなる理由によるも しかし、実際の贈収賄事件に対する処罰を見ると、幕府は特に贈賄者に対して、公事方御定書の規定を直接適用

見廻村に際しての大規模な汚職事件を検討し、贈収賄いずれの側についても刑の軽減がみられるとしている。そし の事件に肉薄する手法においても、またその分析内容においても注目すべきものである。 影響を考慮するというような、現実的な問題があると分析している。この研究は、判例以外の史料も活用し、 この点について松尾寿氏は「寛政期畿内幕領における贈収賄とその処罰」のなかで、寛政六年十月に起きた、 追放刑の適用を抑制しようとする幕府の政策や、処罰者が余りに多くなったため、地方支配への

集』は、のちの先例となるべき判例を類別編纂したものであるから、 先にも述べたとおり、『御仕置例類集』などの刑事判例集には、贈収賄に関する判例が残されている。『御仕置例類 その一方で、当該行為が犯罪として処罰される以上、そこには一定の理論的枠組みがあると考えられる。 されていたことが推測される。また実際の判例においても、先例を引用しながら刑責を確定するものは多い。 確かに贈収賄罪は政治とも深く関わる犯罪であり、その処罰に政策的意図を読み解くことは重要である。 贈収賄罪についても、先例に則った処罰がな また実際 '18)

徳川幕府刑法においては、 贈収賄罪についても、 ある程度の判例法理が形成されていたと考える 2 - 94(名城

ろうとしていたのかを理解する一助となると考えられる。 べきである。そしてその法理を解明することは、役人の不正に対する処罰を通じて、 幕府が如何に自らの威信を守

兀

ても考察する。 る犯罪と観念していたかを検討し、また併せて、徳川幕府が役人らの不正を如何に防止しようとしていたかについ そこで本稿では、 贈収賄についての判例分析を通じて、その法理を解明し、 以って徳川幕府が、 贈収賄を如 何な

#### 第二章 贈賄罪

#### 第 節 贈賄罪の法源

第

項

公事方御定書

贈賄罪について、公事方御定書下巻では、以下の如く規定している。

二十六 賄賂差出候もの御仕置之事

寛保三年極

公事諸願其外請負事等ニ付而賄賂差出候もの幷取持いたし候もの 賄賂請候もの、 其品相返、 申出におゐてハ、

二候ハゝ、役儀取上、平百姓ニ候ハゝ、

軽追放

過料可申付事、 賄賂差出候もの、 弁取持いたし候ものとも二、村役人

(名城 '18) 68 - 2 - 93

大岡越前守石河土佐守水野対馬守伺にあった条文について、「伺之通御下知」があったことを知り得るのみである。⑴ された法律書である「享保度法律類寄」には、以下の規定がみられる。 尤も、当該追加以前に、贈賄罪についての法文が全くなかったわけではない。公事方御定書編纂に先駆けて作成 本条の成立過程については、科条類典にもほとんど記されていない。ただ、この条文の極まる前年、寛保二年に、

金を出頼候者、或は奉行所役人へ求縁、無筋義を頼候ものは、分限に応し過料、 奉行所役人等に内縁有之由偽り、公事合の取持いたし、 金銀を取候ものは流罪、 幷内縁有之由 申者に 賄

役人へ「無筋義」すなわち筋目に適わぬことを頼んだ者に対し過料を科すべき旨定めている。 流罪と定めている。そして後段において、縁故があるという者に対し、賄賂を出し便宜を頼んだ者、 上記規定ではまず前段において、奉行所役人等に縁故があると偽り、裁判の当事者から金銀を騙取した者につき または奉行所

と規定されている。さらに、御定書成立直前に編まれたとされる「律令要略」には、「掟背」の一条文として、「役 人え賄賂差出候名主 役儀取上」なる文言がみられるのである。 また、御定書の編纂途上において編纂された一連の法律書には、「役人え賄賂差出、其品軽きハ手鎖、或は役儀取上」

'18)

律書の内容を踏襲したものとも評価し得るであろう。 すなわち賄賂を差し出したところ相手がこれを受け取らなかった場合を指すのであれば、 ものとなっているように思われる。尤も、いくつかの法律書にみられる「其品軽き」が、寛保三年追加条文の但書、 これら、御定書成立以前に編纂された法律書における贈賄罪の科刑は、 寛保三年の追加条文に比してかなり軽い 追加条文はそれ以前の法 -92(名城

、ずれにせよ、寛保三年の追加条文を以って、贈賄に対する科刑は具体化されたのであるが、 追加条文のもう一

Ŧi.

られる。この文言が、次節において検討する贈賄罪の認定に際して、 つの特徴として、「公事諸願其外請負事等ニ付而」との文言を入れ、 重要な評価事項となるのである。 賄賂の内容について限定を加えたことが挙げ

## 第二項 触書と社会通念

御代官島田帯刀手附柴田右内外弐人、不正の取計いたし候一件には、以下の如き記述がみられる。 とされていたから、庶民に対しては別途贈賄を禁ずる旨の命令を出す必要があった。この点につき、 前項においては公事方御定書の規定とその特徴について言及したが、周知の如く公事方御定書は建前上秘密法典

吟味書朱書申上候 手代え音物等不相贈様、 掛候為挨拶、 公事出入幷自分願筋、 相贈候儀ニて、外ニ子細無之候間、 又は吟味一件等事済候後、 触流いたし置候儀無之旨申聞候間、 島田帯刀え相尋候処、御代官所村々之もの共より、手附 右内・繁右衛門え謝礼金相贈候もの共ハ、全臨時骨折相 謝礼金差出候もの共、不念之筋相聞不申、

二見合、庄屋ニ候ハゝ、過料銭五貫文ツゝ、年寄又は組頭共ニ候ハゝ、 心得方不東ニ付、庄屋幷年寄は役儀取放、 代共え金子相贈候段、 無之とハ難申候間、 評議之上、庄屋幷庄屋役引受候ものハ、過料銭五貫文ツゝ、年寄ハ同三貫文ツゝと申上、 厳重申渡を不相用、 音物之儀ニ付、 柴田右内え引当候例一件之内、摂州山本村作右衛門外弐拾壱人儀、 外郷中より追々手代共え音物いたし候との風聞ニ泥ミ、仮免状受取候後、 御取箇筋之儀、内証頼込候訳ニは無之、銘々一己之利潤ニ不拘儀とハ乍申、一同 御代官より村々触流不致候迚、 過料三貫文ツゝ、庄屋役引受候頭百姓ハ、過料三貫文と相伺 謝礼金等相贈申間敷段は勿論之儀ニ付、 同三貫文ツゝ、平百姓ニ候ハゝ、 御代官より兼て 其通相済候例 不念之筋

六

急度叱り、 評議之通済

あるから、これに背けば「厳重申渡」があった事例と同様に処罰されるべき旨評議している。 及ぼすかが論点となっているのである。この点につき評定所は、音物などを贈るべからざることは「勿論之儀」で 書に規定するような「賄賂」のみならず、より広範に、役人らへの金品の贈与全般を禁止しているものと考えられる。 ここで注目すべきは、「賄賂」ではなく「音物」なる語が用いられている点である。すなわち幕府は、公事方御定 きであったことが窺われる。この触が、庶民に役人らへの贈賄を禁止する命令として機能していたと考えられるが、 さらに、本件では代官がかかる「触流」を行っていなかったことから、その点が贈与者の刑責に如何なる影響を 上の記述によれば、まず代官はその支配領域の村々に対し、手附手代へ音物などを贈らないよう「触流」をすべ

ことであって、庶民はこれを当然に慎むべきとされていたのである。 したがって、役人らへ金品を贈ることは、幕府によって禁止される以前に、社会通念に照らして為すべからざる

のである を直接適用して軽追放に処す事例は多くなく、何かしらの事由によって刑を減軽される判例がむしろ多数を占める た場合には御定書の規定が適用されていたようにも思われる。しかし、先にも述べたとおり、実際には御定書規定 以上の如く考えれば、役人に対する金品の贈与は、その条件にかかわらず一般に禁止されており、これに違

次節においては、この点を明らかにしてゆきたい。 然りとすれば、 このような科刑の差は如何なる要素を考慮することによって生じるのかが問題となるであろう。

## 第二節 贈賄罪の認定と量刑

#### 第一項 贈賄の目的

によって公的に扱われるこれらの司法的・行政的案件に関連して金品を贈った場合に限られるのである。したがっ について「公事諸願其外請負事等ニ付」と明記している。すなわち、御定書二十六条を適用すべき贈賄とは、 先に述べたとおり、寛保三年の追加によって贈賄罪の法文は完成したと考えられるが、当該規定は、 当該金品の贈与と併せて依頼された案件が、 かかる公的な領域から外れると判断された場合には、 贈賄の目的 御定書の規 幕府

寛政三亥年正月

定は適用されなかった。

松平和泉守殿御差図

御使之者荒井久五郎博奕いたし候一件

町奉行

初鹿野河内守掛

深川六間堀町

兵 衛

清

拠物も無之故、 方二而は、 右之者儀、 金子預り候覚無之旨申罷在、 幼年之節、 出訴も難成候迚、 伯母妙有ゟ之譲金、 筑前支配向ゟ声掛ケ候ハヽ、右二恐返金可致と存付、 同人金横領いたし候事と存候得共、 成人後相渡候筈二而、 甲良筑前江預置候由、 推量而已二而、 其筋之者へ頼貰候筈 妙有申聞候処、 聢といたし候証 筑前

八

(名城 '18) 68 - 2 -

荒井久五郎を内々相頼、 手入金差出候段、不埒二付、 江戸払、

右御仕置附

味事引合ニ而、 礼ニも罷越不申候旨、 休を相頼、手入金又は振廻金等差出候処、宗休致方疑敷心附候ニ付、相改候得共、右一件相済、宗休方ゟ、 寛政元酉年四月伺之上御仕置申付候、武州葛飾郡葛西川村百姓・茂左衛門義、召仕・源八、入牢いたし - 引合ニ而入牢等致候儀可有之哉存、身分江難義不相掛様いたし度、掛役人江内々頼呉候様、県宗 江戸払。 相返シ呉候様いたし度存、 入牢等いたし候義を可遁と、掛り役人江頼手入金又は振廻金等差出候義ニハ無之、伯母妙有 申越候二付、猶又謝礼金差遣候段、不届二付軽追放、 其筋之者江声掛り之儀頼貰、又は手入金等差出候儀ニ而、 申付候例二見合、 此者義は、 

み、手入金を差し出した者である。 いと言うため、同人が当該譲金を横領したものと考え、筑前の支配筋に当たる者に対し、筑前へ返金を促すよう頼 本件の清兵衛は、成人後に渡されるべき伯母からの譲金につき、その預かり主たる甲良筑前が預かった覚えがな

便宜を計ってもらうよう第三者へ依頼し、金品を贈ったことで軽追放に処されたという、寛政元年の先例を参照し 置附では、召仕が入牢したため、自らも関係者として入牢させられ「身分江難義」のかかることを恐れ、掛役人 本件事案の主要な論点は、行為者が債権を行使するにあたって、相手方の支配筋へ弁済を促すよう依頼すること 御定書二十六条に定める「公事諸願其外請負事等」に該当するか否かにあると考えられる。この点につき御仕

ながら、本件では吟味事に関連するものではないから、例より罪状は軽く、江戸払に処すべき旨示されている。

すなわち、すでに公事として取り上げられている案件に関連して依頼を行い、役人へ賄賂を贈った場合には、

九

み事をし、これに伴って金品を贈った場合には、仮令それが支配筋という公的な制度を利用したものであっても、 定書二十六条を直接に適用されて軽追放に処される一方、本件のように訴訟を提起していない事柄につき私的に頼

同条の規定よりは軽く処罰されるべきであると考えられているのである。 さらに、公事に関する依頼であっても、その具体的な内容によっては、 御定書所定の軽追放より減軽される場合

があった。

寛政八辰年御渡

一 摂河泉播村々之大坂町奉行伺

中略

摂河泉播村々之もの共、賄賂差出候一件

岩佐郷蔵御代官所

摂州兎原郡御影村

百姓

七兵衛

入之代人二罷出候節、不案内ニ候迚、兼て、御代官より厳重之申渡を不相用、公事方手代え、内証相頼候心 右之もの儀、身分ニ不拘・公事出入引受、非分之筋を、御代官手代え、頼込候儀とは不相聞候得共、

則賄賂ニ相当リ、不届ニ付、軽追放

市三郎親類ニ付、 吟味書之趣二ては、越木岩新田・藤兵衛より御影村・市三郎外弐人え相懸候出入、対決之節、此も 無拠、代二被頼、 罷出候得共、御役宅向、不案内故、怖敷存、失礼等之執成、

含を以、幸七二取次相頼、金子相贈候段、

 $\overline{\bigcirc}$ 

京都町奉行

説

ては、 之内、山本村・庄屋・作右衛門・外弐拾壱人二見合、此ものは、平百姓ニは御座候得共、公事合之儀を頼 聞候得共、対決之節、 頼候心含を以、郷宿を頼、公事方手代迄、音物差出候ものニて、公事合之儀を、彼是、頼込候儀とは不相 込候儀ニ無之候ても、 不礼二可相成と、猶又、包金壱分、懸手代え相送呉候様、幸七え頼、渡置候もの二御座候間、 郷蔵、直吟味之上、此もの返答書之趣、聞済有之、無滞相済候間、 最初、音物差出候不埒も有之候間、 過料銭五貫文、 一札をも不致候

下略 評議之通済

銭五貫文に処すべき旨評議しているのである。 礼等之執成」を頼む意図をもって、音物を差し出したというものである。この行為につき伺は「内証相頼候心含」 によるものであると評価して軽追放としているが、評定所は「公事合之儀を、彼是、頼込候儀とは不相聞」と評価 見廻村に際しての贈収賄事件である。しかし上記七兵衛の罪状は、公事出入の代理人として役所へ出頭する際、「失 本件は、先行研究において松尾氏が取り上げた事件であり、その内容は、先にも述べたとおり、全体としては検 吟味の済んだ礼として、幸七を介して金員を送ったことを含め、一連の音物の贈与が不埒であるとして、

金品を贈る意図を理由として刑を減軽される事例として、以下の一件も挙げられる。

寛政八辰年御渡

菅沼下野守伺

仏具屋町魚店下ル町・大和屋庄右衛門・同居惣兵衛、 手目博奕いたし候一件、

仏具屋町魚店下ル町

和泉屋

五兵衛

借屋ニ差置候大和屋庄右衛門儀、 右之もの儀、惣五郎、入墨御搆有之候ものとハ、曽て不存旨、申之候得共、右躰之ものを、為立入、其上、 吟味筋之ものニ候処、品能事済候様、 取計可遣旨、 惣五郎、 申聞候迚、

拘り候趣意は不相聞、 此儀、借屋二差置候庄右衛門・身分之儀を頼候は、一件之内、兄・夫之儀を頼候とは訳違ひ、併、 公事・諸願・請負事に付、賄賂差出候もの之御定ニ見合候ては、格別品軽く御座候 欲心ニ

何之通、洛中洛外払

払

度二、都合金四両、

相渡候段、不届二付、惣五郎え相渡置候金子之内、

同人所持罷在候金子取上・洛中洛外

惣五郎、死罪御仕置ニ成候上は、 人所持罷在候金子、 評議之通済 惣五郎え相渡候金子は、同人所持いたし罷在候儀故、右金、此ものより取上候筋ニは有御座間 取上、と申文段、 右金、 相除、 自然と取上二も相成候儀ニ付、惣五郎え相渡置候金子之内、 可申渡、

して、 惣五郎なる者に都合四両を渡している。評定所はこの行為について、「欲心ニ拘り候趣意は不相聞」ことを理由と 本件において五兵衛は、吟味筋の当事者となった借屋人の庄右衛門につき、その者の「身分之儀」を頼むために、 御定書二十六条の規定と比較して「格別品軽く御座候」ため、洛中洛外払に処すべき旨評議している。すな

\_

る場合には、 わち、公事などに関する頼み事であったとしても、 刑が減軽されたのである。 それによって依頼者が不当に利益を得ることはないと考えられ

不利益を免れることを目的としたものでなければ、御定書に規定する贈賄罪より軽く処罰されるべきであると考え られていたことがわかる。 以上二件の判例から、仮令公事に関する依頼であっても、その具体的内容が、依頼した当人が利益を得、 または

るものであることを要しないことは、前掲寛政三・御使之者荒井久五郎博奕いたし候一件に引用されている、 元年の茂左衛門についての評議からも明らかである。 尤も、行為者が当該依頼の成就によって得られる利益や免れる不利益は、必ずしも当該公事の結果によって生じ

考えがあった。したがって、たしかに本件における金品の贈与は、贈賄者個人の利得を目的としたものではない。 賄を行った背景には、「御取箇強く相成候ては、至て旱損多キ上之儀ニ付、御年貢納方、百姓一同難儀可致。 が直接適用されている。先にも述べたとおり、本件は、年貢納入量の決定をめぐる贈収賄事件であるが、 後兵衛外二人らによる金員の贈与は、「一己の利潤ニ不拘儀とは乍申、 であると考えられたものと思われる。 しかし村民全体の利益は、依頼者を含めた個々人の利益ともなるものであるから、 また、前掲寛政八・摂河泉播村々之もの共、賄賂差出候一件のうち、寛行寺村庄屋・清左衛門や、 則賄賂ニ相当」と評価され、 通例の贈賄と同様に処罰すべき 御厨村 御定書の規定 村々が贈

てもらい利益を得るという目的をもってなされたものに限定され、それ以外の目的からなされた金品の贈与につい 以上を要するに、御定書二十六条を適用すべき贈賄とは、具体的な公事・願事などに際して、役人らに便宜を図っ 御定書に規定するよりも刑を減軽すべきものと考えられていたのである。

'18)

#### 第二項 贈賄の時期

は 前項においては、 金品の贈与が行われた時期によって、御定書二十六条の適用を否定するものも散見される。 贈賄がその目的によっては軽く処罰されることがあったことを明らかにしたが、 判例において

寛政五丑年御渡

大坂町奉行 坂部能登守伺

松平石見守組与力・黒崎又五郎、 不筋之金子、受用いたし候一件、

摂州八部郡兵庫松屋町 貝屋仁右衛門借屋

塩屋岩蔵事

源 次 郎

源次郎・善蔵・吉三郎儀は、 自分悪事有之、奉行所吟味相懸り候儀を、 准庵え直談いたし、作右衛門儀は、死亡・半七を以、 品能相済候様いたし度存、懸り与力え、内証頼込 准庵え申込、善左

放

儀は、

准庵より無心申聞候迚、

最前世話二相成候恩儀を存、金子貸遣候始末、旁、不届二付、七人とも軽追

衛門・善次郎・七兵衛儀は、

源兵衛を以、

申込、

落着後、

薬料相兼、銘々、謝礼金差出、

其外ニも、

源次郎

右之もの共儀、

68 - 2 - 83

(名城

'18)

四

衛門儀は、 右之者儀、

加役方二手寄有之趣二偽申聞候を実事と相心得、留松儀を噂いたし呉候様相頼、 傍輩・留松加役方江被捕入牢いたし候処、常々実躰成者ニ付不便ニ存罷在候節、

を存、 此儀、 金子貸遣候は、全、賄賂差出候ものとも違ひ品軽キ方ニ可有御座哉ニ付、右御定之軽追放より一等 賴込候節、 金子差出候ニは無之、 吟味落着後、 謝礼として、金子遣シ、又は最前世話ニ相成候恩儀

軽く、 七人とも大坂三郷払、

評議之通済

謝礼金を差し出したという事例である。評定所は当該行為について「賄賂差出候ものとも違ひ」と評価して、七人 とも御定書二十六条本文より一等軽く、大坂三郷払に処すべき旨評議している。また、以下の一件も挙げられる。 本件は、 吟味の当事者となった源次郎ほか六人の者らが、「品能相済候様」准庵なる者へ頼み込み、落着の後、

寛政十午年八月

町奉行

小田切土佐守懸

箱崎町弐町目

重兵衛店

庄兵衛召仕

其節駕籠代とし

Ŧi.

浪人・長沢茂左 68 - 2 - 82(名城

'18)

安藤対馬守殿御差図

箱崎町弐町目庄兵衛召仕佐兵衛謝礼差出候一

佐 兵 衛

て金三分差遣、 其後留松は出牢いたし候処、 相賴候先方江酒振廻度旨、 茂左衛門申聞ニ任セ、 尚又金壱両弐

同人江差遣候段、不埒二付、

過料五貫文

続之事ニ候ハゝ、一応其筋江相届差図請取斗処、無其儀ゟ、多仲・十郎右衛門巡村之砌見咎、 之趣ニ偽申聞候を、 右 三人は役儀取放之上、与次兵衛一同過料五貫文、と申上、其通り相済候与次兵衛ニ見合、 不埒ニ付、惣右衛門外三人共役儀取放之上、与次兵衛一同五十日押込、と相伺、一座評議之上、 村入用を以相調、右挨拶旁時候為見舞、多仲・十郎右衛門江晒布壱疋ツゝ、幷郡助江金三百疋、相送候始末 二相成、 屋惣左衛門外四人義、 賂差出候とも難申候間、 知出牢いたし候処、茂左衛門儀、 傍輩・留松、加役方二而入牢いたし候処、不便二存出牢為致度候処、長沢茂左衛門儀、 既ニ不調法之旨再応相侘聞済有之候節、下役・郡助申聞候言葉ニ泥ミ、其儘ニも難捨置儀と心得違 実事と存相頼、 切出候右 寛政四子年七月一座江評議ニ御下ケ被成候、大坂町奉行相伺候河州交野郡星田村庄 (ママ、 相賴候先方江酒振廻度旨申聞候二付、 其節、駕籠代として金三分、茂左衛門江差遣、 石ノ誤カ〕之儀土砂留之差構ニ不相成場所とは乍申、 為謝礼、又候金子遣候ものニ而 其後、 過料五貫文、 留松儀、 加役方ニ手寄在 察当受候仕儀 惣右衛門外 円土砂 子細不相

が、 である。 の長沢茂左衛門の言葉を信じて、依頼の際に駕籠代を渡し、留松が出牢した後、謝礼としてさらに金員を贈った者 本件の佐兵衛は、 評定所は謝礼として金員を贈っている点を重視し、「賄賂差出候とも難申」と評価して、佐兵衛に過料を科し 本件は前項において確認した贈賄の目的の面からも、 傍輩たる留松が火付盗賊改に捕らえられていることを不憫に思い、 軽追放より軽く処罰される事件であると考えられる 火付盗賊改に伝手があると

ている。

六

天明八申年五月

評価されたことによるものであると考えられる。

は収受側から礼を贈るべき旨の指示があり、これに随って金員を贈ったことが評価されたことによるものであると 前掲寛政五年の例における大坂三郷払との評議と比較すると、本件はさらに刑を減軽されているが、

考えられる。

贈る目的によって刑の減軽が行われる場合と同様である。しかし、目的によって刑が減軽される場合には、 件について干渉できる立場にあったか否かという点が、贈賄者の刑責に影響を及ぼすことはなかったと考えられる。 先例ではかかる事情が存在しない。したがって、事後的に謝礼を贈った場合については、収受者が依頼を受けた案 するが、このような場合には御定書二十六条但書の適用が考えられる。しかし本件評議を見るに、参照されている であるのに対し、 頼した事項の決着後に金品を贈った場合には、そもそも当該金品は賄賂として評価されていないのである。 賂差出候ものとも違ひ」や「賄賂差出候とも難申」などと評価されている点で両者は異なっている。すなわち の規定やその適用事例より「品軽く」と評価されているのに対し、時間的先後によって区別される場合には、 いては、御定書に規定する軽追放より刑を減軽していたことがわかる。この点は、前項において検討した、金品を かかる評価の差異は、 いずれにせよ、公事などにつき依頼をおこない、決着後に便宜を図ってもらった謝礼として金品を贈る行為につ また本件の長沢茂左衛門は、 時間によって刑を減軽される行為は、そもそも賄賂としての内実を欠く音物の贈与にすぎないと 目的によって刑を減軽される行為が、あくまで御定書の想定する範囲から外れた贈賄行為 火付盗賊改に伝手があると偽って佐兵衛から金員を収受した者である。 詳細は後述 御定書 賄

したがって、 事後的に行われた金品の贈与であっても、 事実上賄賂と評価し得る場合もあった。

七

鳥居丹波守殿御差図

伏見町人九助外壱人差出候訴状一件

評定所一座懸

山城国紀伊郡伏見駅

佐渡屋 七瀬川町

右之もの儀、財満午八郎江、惣年寄退役之儀、内々相頼、礼金之約束いたし、其上、 取逃致候一件、 相済候為礼、小堀和泉守江、 町方

方

相

送

候

育

代

割

合

金

四

両

二

分

、 草屋町・源兵衛忰・定 差出候段、不届ニ付、 次郎右衛門

右御仕置附

伏見を構、江戸拂

右 前書申上通、 惣年寄退役之儀、内々財満午八郎江相頼、 躰、 奉行所

方礼金等

之儀相誘

ひ候故、

心得違候

趣意も有

之候間、 礼金之約束いたし候ハ、 賄賂差出候茂同様之儀ニ御座候得と 賄賂差出候もの軽追放

之御定ゟ軽ク、伏見を構、江戸拂、

本件において次郎右衛門は、

之約束」をしていた点は、「賄賂差出候茂同様」であると評価しているのである。 候趣意」がある点を考慮して刑を減軽しつつも、当該金員を贈る以前、惣年寄の退役について依頼した際に「礼金 すなわち、役人らへ便宜を依頼する際、金品を贈るべき旨まで約束していた場合には、仮令事後的な謝礼の贈与

謝礼として金員を贈った者であるが、御仕置附では、奉行所より礼金を差し出すべき旨勧奨されており、「心得違

財満午八郎(伏見奉行・小堀和泉守政弥家来)に「定吉、

取逃致候一件」決着後の

八

然らばこれとは逆に、賄賂としての意味をもたずに授受された金員が、事後的に賄賂として機能したような場合に 上記一件は、事後的に授受された金員が、事前に賄賂としての意味を付与されていた場合についての例であるが、 如何に評価されるのか。この点を明らかにし得る事例として、以下の一件が挙げられる。

という体裁をとっていたとしても、賄賂に相当すると評価されたのである。

文政元寅年御渡

大坂町奉行伺

御代官島田帯刀手附柴田右内外弐人、不正の取計いたし候一件

島田帯刀御代官所

摂州東成郡天王寺村

庄 屋

五郎兵衛

相庄屋共申合、右内え用立遣候金子ハ、賄賂ニ差遣し候儀ニは無之共、利足之相対并証文等も 願出候ハヽ、首尾能相済候儀、 内証執成之儀、 右内え相頼候始

出金いたし、都合三拾両、 此儀、吟味書之趣ニてハ、柴田右内より金子借受度旨申聞候間、孫三郎・藤左衛門并此ものより、拾両ツヽ 無証文ニて右内え貸遣し候処、右之内五両相返し候後、此ものより惣代願之儀

訴出候ハヽ、首尾能相済候様、右内え内証相頼候と有之、

最初より右次第、

頼込候心底ニて、金子貸遣し

末、一己之賄賂ニ紛敷仕方、不届ニ付、所払、

無之致取引、 右之もの儀、

此もの存付之郡中惣代願之儀、

九

(名城

'18)

全賄賂差出候ものとも違候間 候儀とは不相聞候得共、 既掛り二ても、 賄賂差出候もの、 賄賂ニ紛敷仕方と吟味詰候程之儀ニて、一躰之始末、 軽追放之御定より一等軽く、江戸払之当りを以、大坂三 品不宜、

評議之通済

郷払、

に対し、 が事後的に賄賂として機能することになったとしても、当該金銭授受が行われた時点で賄賂という目的がなければ なお「全賄賂差出候ものとも違」と判断し、御定書二十六条の直接適用を退けている。すなわち、金銭のやりとり 頼み込んでいる。この点につき評定所は、「賄賂ニ紛敷」との吟味詰の評価を支持して「品不宜」と評価しつつも、 上記一件において五郎兵衛は当初、公事等についてなんらの便宜を依頼することもなく、代官手附たる柴田右内 賄賂の意図なく金銭を貸し付けていたが、その後惣代願を出すに際して、右内に対し「首尾能相済候様

要があると考えられていたことが分かる。そして、その決着後になされた金品の贈与は、仮令その目的の面では贈 賄と評価し得るものであったとしても、贈賄としての要件を欠くものと評価されていたのである 以上の判例からすれば、 徳川幕府刑法における贈賄は、目的とする公事・願事などが決着する以前になされる必 やはり御定書に定める賄賂とは評価し得ないとの判断が示されているのである。

# 贈賄の認定と量刑の基準

事・願事につき、役人らに便宜を図ってもらい利益を得ることを目的として、当該公事・願事などの決着する以前 以上に述べたとおり、徳川幕府刑法において、 御定書二十六条の規定を適用して処罰すべき贈賄は、

\_\_

定めるよりも刑を減軽し、特に時期の面からこれに該当しない行為については、そもそも贈賄としての要件を欠く になされる金品の贈与であった。そして、目的・時期のいずれかの点においてこれに該当しない場合は、 御定書に

と評価していたのである。

場合よりも軽く処罰されるべきであると考えられていたのである。この点については、 共犯と考えて考察することが適当であると思われるため、第四章において詳述する。 ことも明らかとなった。すなわち、収受者からの要求に応じて金品を贈った場合には、 なお、贈賄の量刑判断に際しては、収賄側から金品を贈るべき旨の指示があったか否かも考慮要素となっていた 自らの発意によって贈った 贈賄者と収賄者とを一種の

## 第三節 贈賄罪の未遂

# 第一項 贈賄未遂の認定

ている点で、未遂規定であるといえ、かつ成功しなかった理由を、収受すべき者が当該金品を最終的に受納しなかっ たという点に求めていることから、いわゆる障害未遂を想定しているものと考えられる。 は過料に処すべき旨が定められている。本規定は、 第一節において見たとおり、 御定書の但書には、 贈賄行為が成功しなかったという理由によって刑の減軽を定め 収賄者が贈られた金品を返した場合に、贈賄者を役儀取上また

しかし、実際には贈賄者の意思によって贈賄行為を中止した場合にも、本規定が適用されている。 すなわち、

## 天明五巳年御渡

佐渡奉行伺

一 佐州河原田御蔵納米組合替願之儀ニ付、不埒之取計いたし候一件、

右之もの共儀、

願、

百姓五人も、是又過料銭五貫文、

元名主

佐州賀茂郡谷塚村

外拾三人

次左衛門

二付、右之内、八ヶ村名主七人は、役儀取放、弐ヶ村元名主弐人は、村役勤候内之儀二付、 相済候様いたし度、利左衛門・任申旨、相談之上、利左衛門迄、 賄賂金差遣候段、不埒 過料銭五貫文宛、

此儀、 放、弐ヶ村元名主弐人幷百姓五人は、過料銭五貫文宛、 役人ニ候ハヽ、役儀取上、平百姓ニ候ハヽ、過料、と有之候ニ見合、伺之通、八ヶ村名主七人は、役儀取 有之、御定書ニ、賄賂受候もの、其品相返シ、申出ニおゐては、賄賂差出候もの、取持いたし候もの、 吟味書之趣ニにては、賄賂之積リ、利左衛門え相渡候金子之内、 五両は取戻し、夫々割返候旨、

認

評議之通済

なる一件で次左衛門ほか十三名は、利左衛門に渡した金子のうち五両を「取戻」したことによって、御定書二十

六条但書の適用を受けているのである。

された。すなわち、前掲寛政八・摂河泉播村々之もの共、 また、実際に金品を相手方へ届ける以前に、他の者の説得によって当該贈賄を思い止まった場合にも、刑が減軽 賄賂差出候一件中に、 以下の如き例が見られる。

元 鈴木新吉御代官所

> (名城 '18) 68 - 2 - 75

| 時篠山十兵衛当分御預所

河州石川郡太子村

主星

外拾四人

年寄共ハ、過料銭三貫文ツヽ、頭百姓は、急度叱り、伊八儀は、存命ニ候ハヽ、過料三貫文、 候始末二至候段、不東に付、甚左衛門・勘兵衛・庄左衛門・太兵衛・十蔵・理右衛門・郷右衛門・長兵衛幷 及承、倶々、手代共え、賄賂可致と申談候段、銘々、一己之利潤ニ拘リ候儀ニハ無之、未遂事・候儀とは乍 有之迚、手代之内、唯右衛門、 右之もの共儀、 畢竟、此もの共、不正之発意より、代検見受候村々えも、追々致流布、手代共え内証頼込、 甚左衛門・勘兵衛・長兵衛は、 御代官より厳重之申渡を不相用、木村宗右衛門、代検見之節、 取調候儀を、 賄賂之銀子、用意之上、一旦、致出京、 御取箇割・用捨之儀、 内証頼込候様と之手段ニ可有之と邪推い 其外之もの共儀も、 宿割之儀ニ付、甚左衛門不束 賄賂金相贈 右風聞

寄 电 IJ 宿・善兵衛、 相成候儀も有之間敷と之推量を以、銘々、手当之銀子相調、追々出京いたし候もの共之内、 頭百姓は、 外村々之もの共、 賄賂差出候もの之御定・但書二見合候ても、品軽ク御座候間、庄屋ハ、伺之通、過料銭三貫文宛、年 甚左衛門外弐人え、右躰之儀ニ付、音物等いたし候ハヽ、却て咎受可申間、 吟味書之趣ニてハ、検見廻村之手代共え逢ひ、寸志之音物いたし、 申聞候ニ付、一同、任其旨、聊之音物ニても差出候儀、無之もの共ニ付、縦ひ、右之風聞承 一同叱り、伊八儀も、存命ニ候ハヽ、 賄賂差出候とも、右を以、此もの共御咎、重り可申訳も無御座、 過料銭三貫文 用捨頼込候ハヽ、 無用ニいたし可然旨 相当之例、相見不 初発ニ致京着 御取箇割

68 - 2 - 74

(名城

'18)

せば、

なお、

る。

御差図、 甚左衛門・勘兵衛・伊八は、 評議之通、 年寄・頭百姓は、 急度叱り、

へ贈らなかったため、但書よりさらに減軽されるべき旨が評議において示されている。すなわち、現行刑法に照ら ・賄賂可致と申談」じていたところ、郷宿の善兵衛なる者が甚左衛門ほか二名を説得し、結局何らの金品も役人ら 本件では、御取箇割につき便宜を図ってもらえるよう、甚左衛門ほか二名が賄賂を用意して上京し、ほかの者も

いわば予備にあたる行為について、未遂よりさらに減軽すべきとの考えを看取し得るのである。

賄賂としての要件を充足しない金品の贈与が未遂に終わった場合については、以下の如き事例が確認でき

寛政五丑年御渡

三浦伊勢守伺

京都町奉行

角倉與一手代・川上栄十郎、 権威を以、 出金為致候一件、

和州十市郡北八木村

酒造人

与 兵 衛

父・十郎右衛門え向、 当正月、 差戻有之、追て請取、 川上栄十郎、 酒造改、 不致過造候得ハ、為賄賂、 罷越候節、 無滯相済候為挨拶、菓子料金弐百疋、 差出候儀ニは無之旨、 相贈候処、 申之候得共 実

右之もの儀、

二四四

(名城 '18) 68 - 2 -

相改済候迚、右躰、 候儀ニも有之候間、 酒造改、済候為謝礼、金子差出候ハ、賄賂差出候ものより品軽、 為挨拶、金子相贈候段、 賄賂請候もの、其品相返、 紛敷取計方、不埒之至二付、 申出ニおゐては、 賄賂差出候もの、 急度叱り、 可有御座、 過料、 其上、 之御定より軽ク、 右金子 差返 二成

評議之通済

伺之通、急度叱り、

事例として過料に処されるべきところ、贈られたのは事後的な謝礼であり賄賂としての性質が否定されるので、さ らに刑を減軽し、急度叱りに処すべき旨評議している。 から与兵衛の実父たる十郎右衛門へ当該金員が差し返されたのであるが、評定所はこれにつき、もともと差返しの 本件においては、酒造改が滞りなく済んだ礼金として、与兵衛より川上栄十郎方へ金員を贈ったところ、栄十郎

# 第二項「詐欺事例」の取り扱い

の形で贈った者の許に戻ってきたという事例であった。 前項において取り上げた御定書二十六条但書が適用されたのは、 いずれも収受者に一旦は渡った金品が、 何らか

を贈った場合(以下、便宜上「詐欺事例」と呼ぶ)にも、但書を適用した事例が確認できる これらとは異なり、 公事や願事などについて「手寄有之」などと偽り、 金品の贈与を勧めてきた者を信じて金品

寛政十午年御渡

長崎奉行伺

三五

肥前国唐津呼子浦・下松屋重助、金銀衒取候一

件

肥前国唐津大石町水野左近将監領分

油屋

利左衛門

落着之後も、 右之もの儀、 金子差出候様、 七年以前子年、 呼子浦·重助、 出店二差置候下代・祐吉、広東人参取扱、 申聞候とも、 賄賂筋は、 厳敷御法度二付、 長崎御役所え呼出ニ成候節、 及断、 強て申聞候は

在所役人えも可申立処、 役方え手寄有之趣二、偽、申聞候を、実事と相心得、留松儀を噂いたし呉候様、 之、且去午年、小田切土佐守手限伺之上、御咎申付候、 賄賂請候もの無之上は、 末二携り候儀も無御座、下代之事故、難捨置存、重助任申、金銀差出候ものニて、全、同人欺取候儀ニて 此儀、吟味書之趣ニては、此もの身分之儀又は欲心ニ拘り候儀ニは無之、先達て、下代・祐吉・吟味之始 加役方え被捕、入牢いたし候処、常々実躰成ものニ付、 百姓ニ候ハヽ過料、と有之御定ニ見合、金子差出候ても、 金壱両弐分、 金参分差遣、 其品相返し、申出ニおゐては、賄賂差出し候もの・取持いたし候もの、 其後、 同人え差遣し候段、不埒ニ付、過料銭五貫文、申付候例をも見合、過料銭五貫文、 無其儀、追々金弐拾五両、重助え差遣候始末、 賄賂差出又は取持いたし候もの之御定えは難引当、右御定・但書二、賄賂請候も 留松は出牢いたし候処、 相頼候先方え、 不便ニ存罷在候節、 箱崎弐町目・庄兵衛召仕・佐兵衛儀、 事を不遂儀ニ付、 酒振舞度旨、 不届二付、軽追放、 浪人・長澤茂左衛門儀は、 村役人ニ候ハ、役儀取上、 賄賂不通・趣意は同様ニ可有 茂左衛門・申聞ニ任セ、 相頼、 其節、 傍輩·留松、 駕籠代とし

二六

下略

助がその金銭を「欺取」ったという事例である。評定所はまず、賄賂を収受する者がいない以上、御定書二十六条 合と同様であるから、 本文の規定は適用できない旨を示し、ついで、賄賂が通じなかったという点では、一旦贈った賄賂が差返された場 本件は、 利左衛門が、下代・祐吉の吟味に際して、重助なる者の誘いに応じて金銭を差し出したが、実際には重 御定書二十六条但書の規定を適用すべき旨評議している。

に処されており、御定書二十六条但書との関連は指摘されていない。 が、先にも述べたとおり、この一件では専ら、当該金員の贈与が事後的な謝礼としてなされた点が評価されて過料 によって謝礼金として差し出された金銭が、仲介する旨を偽った長沢茂左衛門によって騙取されていた事件である 訳ではない。すなわち本件が先例とする、前掲寛政十・箱崎町弐町目庄兵衛召仕佐兵衛謝礼差出候 上記評議の内容は理論的には十分納得できるものと思われる。しかし、詐欺事例が、当然にかかる評価を受けた 一件は、

は窺知し得ない。しかし、「先例のうちでは近例を先に、遠例を後に適用すべき」との、当時の先例参照の原則 見の限り、本件以後の詐欺事例は確認できなかったため、この新たな法理がその後どのように扱われたかについて 然りとすれば、寛政十年の例は、それ以前になかった新たな法理を創造した判例であると考えられる。尤も、 詐欺事例について御定書二十六条但書を適用して処断するという方針は、その後の判例においても踏襲

### 第三項 贈賄未遂の観念

されたものと考えられる

贈賄罪の未遂についていくつかの判例を挙げ、 その実態を明らかにした。それによれば、 御定書二十六条

理が創造されたことも明らかとなった。

てきた者を信じて金品を贈った場合についても、「賄賂不通」という点では同様であるとして同規定を適用する法 た場合にも同規定が適用されていた。また、公事や願事などについて便宜を図るべき旨、或はその伝手がある旨偽っ 但書は贈賄罪の障害未遂を想定して規定されているが、実際には、 自らの意思によって一旦贈った賄賂を取

刑の基準と同様、 た場合全体を指しているのである。そのように未遂が観念される背景には、前節において検討した贈賄の認定と量 として贈った金品が、結果的に公事・願事などについて便宜を図ってもらうための手段として有効に機能 すなわち、徳川幕府刑法における贈賄罪の未遂とは、単に賄賂が収受されなかった場合にとどまらず、 贈賄罪として重く処罰すべき行為を、当該行為が具体的に公事や願事などについて役人らの不正 一旦

要があると考えていたものと思われる。それゆえに、役人らに贈る目的で金品を用意していた場合には、 金品を贈らなかったとしても、 その一方で幕府は、役人らによる不正を防止する目的から、彼らに金品が贈られる可能性は極力排除しておく必 処罰の対象となったのである。 仮令当該

を惹起し得るものに限定すべきとの考えが窺われる。

### 第四節 小兵

軽追放に処される場合は、当該贈与の行われた目的・時間などを基準として限定されており、これに合致しない者 は刑を減軽され、 認したとおりである。しかし、そのように処罰の対象が広範囲に及ぶ中でも、御定書二十六条に規定されるとおり、 全般が禁止されており、処罰の対象となるべきは賄賂を贈った者に限られなかったことは、本章第一節において確 ここまで、 贈賄罪の認定とその量刑について検討してきた。尤も、 または賄賂としての要件を充足しないものとして扱われたのである。 徳川幕府刑法においては役人らに対する音物

(名城 '18) 68-2-69

贈賄罪についての法理を形成していたと考えられるのである。

定するとおりに処罰する者を限定するという意図を併せもっていたのである。然らば、この一見相反するようにも すなわち幕府裁判所は、役人らの不正を防ぐために彼らに対する音物全般を処罰するという意図と、 御定書に規

思われる二つの意図は、なぜ併存していたのかが問題となる。

されているところであり、贈収賄罪についても松尾氏が減軽を志向していた旨指摘している。 その理由として第一には、追放刑を抑制するという、刑事政策的意図が考えられるであろう。この点は既に指摘 しかし、本稿でここまでに掲げた判例を見ても分かるように、減軽された結果として江戸払、 大坂三郷払などの

与をこそ、最も抑制すべきであると考えられていたのであろう。その背景には、役人が不正を犯す具体的な可能性 体的な可能性に応じた量刑を行うことで、より実効的に贈賄を抑制できると考えていたものと推測される。 賄賂を受け取らなかった以上、その者が不正を犯すことは考えにくいためであろう。そして幕府は、そのように具 に応じて、刑に差を設けるべきであるとの考えが窺える。御定書二十六条但書に未遂減軽が明記されているのも、 きない。然りとすれば、これらの減軽は、 より軽い追放刑になっている例も多く、追放刑抑制という刑事政策的意図によってはこれらの減軽を十分に説明で 然りとすれば、先に掲げた、相反するようにも思われる幕府裁判所の二つの意図は、実際には密接に関連して、 すなわち、幕府裁判所においては、個人的利得を目的として、実際に収賄者に不正を行わしむるような金品の贈 厳密な法解釈の結果として導き出されたと考えるのが妥当であろう。

二九

## 第三章 収賄罪

## 第一節 収賄罪の法源

後は、 庶民らに対し、役人らへの金品の贈与全般を禁止する触が発せられていたのと同様に、役人らに対しても、町人ら (中略) においても「都て御用ニて応対いたし候もの共より、何ニても受用・借用致間敷段ハ、弁乍罷在」などと記され は贔屓につき、或は賄賂により、委細之吟味におよはす候を以て、所々年々の御普請断絶無之よし相聞候、自今以 られた「条々」には、「〔上略〕賄賂之事に就てハ、〔中略〕公儀之御為不宜事ハ不及申、 収賄を禁じる命令を発し、不正を防止せんとしていた。一例を挙げれば、正徳三年四月に、諸国代官へ向けて発せ 前章においてみたとおり、幕府は庶民に対し音物の贈与一般を禁止していたが、その一方で諸役人らに対しても、 御普請受負之輩一切に是を停止〔下略〕」(十条)など、賄賂の受用を戒める文言が散見される。また、 自今以後ハ、姦邪の輩私曲の事等一切に断絶し候様 [下略]」(四条)、「[上略] 御代官所之手代、役人等或 諸百姓之為にも不可然事

との記述があるように、 られなかったのであり、専ら先例によって処断されていた。 しかしながら、「賄賂受候ものハ、御定も無御座候間、賄賂受候ものハ、前々より例を以、御仕置附仕候儀ニて」 収賄罪については、 前章において述べた御定書二十六条の如き具体的な科刑の基準は定め

から金品の贈与を受けないよう命令が発せられていたことが窺われるのである。

れらの概要が条文体に再構成されているため、その記述から収賄罪についての量刑の目安をある程度知ることはで しかし、その量刑の幅は引廻之上獄門から五十日押込までと極めて広く、 収賄罪の処罰に際して参照すべきおもな先例は、「以上并武家御扶持人例書」 また如何なる事由が刑罰の決定に に収められており、 かつそ

 $\equiv$ 

過目出入、

右之者儀、主人水野若狭守長崎在勤中、同所目安方相勤、

紅毛横文字和解相違吟味之節、夫々頼を請、

影響を及ぼすかについても不明な点が多い。

比較して軽い刑に処される事例を中心に検討することで、徳川幕府刑法が収賄罪の処罰において如何なる要素を重 そこで次節では、収賄罪における科刑の差に注目し、特に最も重く生命刑に処される事例、そしてそれらの例と

視していたかを明らかにする。

# 収賄罪の認定と量刑

第一項 生命刑に処される事例

「以上并武家御扶持人例書」に収録された収賄罪の先例のなかで、 最も重く処罰されている事例は、 以下の如き

ものであった。

寛政四子年閏二月

水野若狭守家来佐藤万蔵賄賂受候一件

松平越中守殿御差図

町奉行

池田筑後守掛

長崎奉行

水野若狭守家来

佐藤万蔵

浦上村邪宗門一件、広東人参

68 - 2 - 66(名城 '18)

同所町人共
る過分之
賄賂金貰受候内、過目一件謝礼

吟味もの取扱候内、

ニ而糺有之節も、 金五百両ハ、 名前も無之者取拵、江戸表為替二致し差下シ、 申陳候始末、 旁不届至極ニ付、引廻之上・獄門 親・文右衛門江も不埒之儀為取斗、 其上主人方

### 右御仕置附

衛門方江は大和屋善八と申者取拵、 ハ重々不届ニ而、 申候得共、何レニも取拵候証文ニ而、其上主人を掠、又は父・文右衛門江不埒之儀為取斗、難儀を懸候始末 大和屋善八と申名宛ニいたし候、 沼上村ゟも金子取候段、 享保十四酉年十一月、 不届ニ付死罪、 大岡越前守窺之上御仕置申付候、 横田島和平申教候間、 為替金請取候樣申越為取斗候儀二而、 申付候例も有之候処、 引廻之上・獄門、 右名前之者有無も不承糺、 御勘定奉行久松大和守家来・杉山左次右衛門外 万蔵儀、賄賂金五百両ハ為替ニ取組、 右名前之者無之上は、 証文請取、 父・佐藤文右 全謀書共難 証文ハ

親の許へ送ったというものである。御仕置附においては、吟味筋、 極めて重い刑罰に処すべき旨示されている。 ついて賄賂を収受し、 かつそのうち「広東人参過目出入」の謝礼として収受した金五百両について、偽名を用いた為替によって江戸の父 本件は、当時長崎奉行所の目安方として勤務していた佐藤万蔵が、吟味筋につき頼みを受け、 かつ謀書とは異なるにせよ、 証文の「取拵」を行ったことが重視され、 特に「浦上村邪宗門一件」など、重大な事件に 引廻之上獄門という、 賄賂を受け取り、

跡形名前を認、 なお本件について、「以上并武家御扶持人例書」の箇条書き部分では、「吟味之節頼を受、過分之賄賂金貰受、 金額と量刑とをどのように関連させるかについて具体的に言及した例は管見の限り確認できず、その他の要 為替ニ而金子差下候者」と記されており、収受した賄賂の金額にも注目していることが窺われる。

素と併せて考慮されたものと思われる。

久左衛門其外之もの共、難船ニ事寄、不届之取計いたし候一件において、葛西得次ほか三名はいずれも「難船ニ事 くと考えられるが、それでも死罪を免れなかったのである。 いる。四名が金品を受け取ったのは、いずれも積荷の隠揚を見逃した後であり、その点では賄賂としての要件を欠 ほかにも、金品を収受して犯罪を見逃したために死罪に処された例が見られる。すなわち、文政七・越前国浜坂浦 上記一件は、収賄のほかに、自らも証文の取拵を行った点が評価され、特に重く処罰されたものと考えられるが、 積荷之内隠揚いたし候を」見逃し、謝礼として金品を貰い受けた科により、死罪に処されるべき旨評議されて

視されていることを窺い得る。 ている。このことからも、犯罪を見逃し、結果的にではあれその礼として金品を受け取ったという事実が極めて重 なお、同一件のうち工藤与次兵衛は、積荷の隠揚が行われていることを知らなかった点を以って中追放に処され

て死罪に処された事例と、これより軽く処罰される事例とを比較検討し、量刑において考慮される事由をさらに明 尤も、生命刑に処されるべき収賄罪は、 犯罪を見逃した場合に限られない。次項においては、異なる事由によっ

# 第二項 生命刑と追放刑の区別

生命刑に処された先例を参照し、これより刑を減軽して追放刑に処した事例として、以下の一件が挙げられる。

天明八申年五月

鳥居丹波守殿御差図

評定所一座懸

一伏見町人九助外壱人差出候訴状

件

伏見奉行組

与力

三輪源太左衛

世 谷源蔵山本元順ゟ被頼候迚、鳥羽屋清兵衛江申談、拾両為差出源蔵江相渡候段、旁不届ニ付、 候為礼、 由家来申聞候共、 或ハ濱側町願之通坪当り之地子銀免除有之為礼、町方ゟ差越候金五両、 右請負候町人大津屋孫三郎ゟ肴代金三百疋、受用いたし、其上和泉守郡屋急入用之由金子才覚之儀 小堀和泉守勝手向入用差支、又ハ参府之節手当間違候間、 御役二而致支配候町人江、 右躰之儀申達間敷儀共不心付、 町人共江用金申附呉候様、 并町役二而御林江松苗植附相済 町人共江申談、多分之金子為差 中追放、 和泉守頼之

右御仕置附

右 全之賄賂ニも有御座間敷、 給金被下候身分ニ而 請ニ可致抔申切願書為差出、 帳面書抜遣候上ハ、馴合候ニ無相違、 壱ヶ所組落し有之段、 受二候を下請ニ相渡、 衛門儀 明和八卯年、 甲州福士村新田相糺候砌、 石谷淡路守・小野日向守、 右村長百姓・七郎右衛門申聞、 過分之刎金有之儀不存由之申分難立、 公儀を欺候致方、 町人共江申談金子為差出候茂和泉守任頼二取斗、格別品軽御座候間 右新田御普請ニ成候ハ、入用可有之間、 金三分借請不相返船賃銀八両も右村ゟ為差出、 其上福士村新田は開墾難成所故、 不届二付死罪申付候例二見合、事済候上二而礼金受用いたし候 御勘定奉行之節伺之上御仕置申付候、 金三両差出候を致受納、 既、 金拾両差出候様申達候始末、 願間敷旨、 右躰賄賂金を取密々御勘定所 村役人共申断候を、 御普請役定御雇保田 同国西島村川除御普請村 殊ニ溝籠出 中追放领 軽クも御 御普 繁右

三四

之内五両、

長井弥次右衛門

を配分請、

友田佐分八ゟも右礼金四両二分申請、

或は町方ゟ軒別ニ銀子取立、

-2 - 62

(名城

'18)

えられる。 該金品が賄賂であること、第二には新田開墾について将来の利益を見込み、金員を差し出させている点にあると考 開墾について取り計らったという事例であるが、この先例において死罪という処断を導いている要素は、第一に当 本件の御仕置附で引用されている先例は、事前に金銭を収受し、あるいは金銭の収受について合意した上で新田

中追放と評価されているのである。 金子を差し出させた背景には、上役・伏見奉行たる小堀和泉守の依頼によるものであると評価されている。すなわ 賄賂であるという点、そして自ら差し出させたという点の双方が否定されることから、先例より「格別品軽」、 方、本件の三輪源太左衛門が受用した礼金は「事済候上」のものであり「全之賄賂」ではなく、またこの者が

また、同じ一件のうちには、以下の如き記述も見られる。

小堀和泉守家来

右之もの儀、 八幡屋半右衛門右会所ニ成度段、内々頼候をも主人江執成、 伊右衛門罷越、質屋古手屋会所ニ成度段、内々頼候を主人江執成、其後質屋会所は伊右衛門願之上差止ニ成候を、 事共を宅江呼寄申談、不致承知候故、次郎右衛門江金三拾五両借受、右金子とも主人勝手向江差入、且駿河屋 江退役いたし可然段申談、行事共望之通、惣年寄共致退役候礼金五拾両差越候を、最初之約束ゟ減候迚、年行 坪当り地子銀免除有之候為礼、町々ゟ金五両致受用、両替屋之外天秤無用之触流有之商人共ゟ差越候金子 惣年寄共退役之儀、佐渡屋次郎右衛門を以、行事共内々頼候故、 願相済候為礼半右衛門ゟ金拾両、 謝礼之儀迄約束いたし、惣年寄 幷濱側町之願之

之内七拾両は主人勝手向江茂差入候段、却而主人之為を不存筋違之仕形、旁不届二付、死罪、 之足ニいたし候儀者成間敷筋ニ候哉之旨、信右衛門内々申聞候を主人江申聞、三役之もの江申談、町方存念為承、 寄触頭名目之もの相増難儀之由、 其上申渡書取調主人江申聞、 右七人退役之為礼、伝六外四人ゟ金弐十両受用いたし、且樵木屋仲ヶ間之内、 内々申聞候を主人江執成、 右仲ヶ間共願之通相済候礼金百両受用いたし、

三六

右御仕置附

右、前書三輪源太左衛門江見合、格別品重ク御座候間、死罪

そしてその授受に際して、収受者が自らの意思によって、金品を要求したか否かが、 処すべきであると考えられているのである。本件からは、贈られた金品が賄賂としての要件を具備しているか否か、 おいて、上役・小堀和泉守の頼みに応じて町人らに金品を要求した三輪源太左衛門と比べ「格別品重ク」、死罪に ていることを知り得るのである。 衛門江金三拾五両借受」など、自ら金品の収受に向けて積極的に働きかけているのである。そのため、 実際に贈られた当該謝礼について、当初の約束と金額が異なるとして「年行事共を宅江呼寄申談」、また「次郎右 本件において財満午八郎は、「惣年寄共退役之儀」につき、「謝礼之儀迄約束いたし」便宜を図っている。そして 重要な考慮要素として扱われ 御仕置附に

## 第三項 身分による区別

下の如き記述が見られるのである。

収受者の役職が挙げられる。 前二項で取り上げた事例においては触れられていないものの、収賄罪の量刑において散見される考慮事由として、 一例をあげれば、 前掲寛政八・摂河泉播村々之もの共、 賄賂差出候一件のうちに、以

(名城 '18) 68-2-61

元石原清左衛門

元〆手代 中嶋与五兵衛

地方手代 大島丈四郎

外五人

いたし候段、 右之もの共儀、兼て、御代官より厳重之申渡を不相用、御取箇割取調中、村々之ものより相贈候金子、受用 則賄賂ニ相当リ、殊ニ、外御代官所賄賂筋、 吟味有之風聞、 承候後、 官十郎·任申、右受用金、 可

申付もの二候段、一件之ものえ申渡、外六人ハ中追放、 内証ニて差戻し、与五兵衛儀ハ、元〆相勤乍罷在、右始末不届ニ付、与五兵衛儀、存命ニ候ハヽ、遠嶋、

外弐人え見合、軽追放、 可申付ものニ候段、 中嶋与五兵衛ハ、元〆之儀に付、前書、角倉与一元〆手代・杉田忠助ニ見合、存命ニ候得ハ、重追

一件之もの共え申渡、其外之もの共ハ、平手代之儀ニ付、同人・手代棚橋左五郎

評議之通済

すなわち、本件における中嶋与五兵衛ほか六人は、いずれも同様に村民より賄賂を収受しているが、「元〆手代」

たる中嶋与五兵衛と、「平手代」たる大島丈四郎ほか五人とでは、刑罰を異にすべき旨評議されているのである。 尤も、身分は量刑における絶対的な基準ではなかった。上記一件のうち服部丈右衛門についての評議では

三七

候得共、

前書、角倉与一・元〆手代・杉田忠助同様、重追放、

罰されることがあり得たのである。

元〆手代ニは無之候得共、前書、三好官十郎ニ差続候ものニて、既、 し候様ニ、と之内心ニ可有之と、村方之もの存含、金子、相送り候趣、 此もの口振にてハ、 吟味書ニも有之候間、 格別ニ謝礼いた 平手代ニは

三八

と示されており、役職の軽い者であっても、 礼金を収受する際の態様によっては、 より重い役職の者と同様に処

## 第四項 収賄の認定と量刑

前節においても述べたとおり、 徳川幕府は役人らの不正を防ぐため、賄賂その他の収受を広範に禁じていた。こ

の点は前章において論じた、贈賄者に対する姿勢と同様である。

行われているかなどが考慮されているという点でも、贈賄罪の認定・量刑との共通点が確認できる。 そして、贈られた金品が賄賂としての要件を満たしているかの判断に加え、当該金品の授受は誰の発意によって

受者の役職など、多様な事由が考慮されていることが明らかとなった。これらの要素はいずれも、それ単独によっ あろう。そのため、 見逃すという行為は、金品の収受者たる役人にとって、職務に対する違背の程度が最も重い行為であると言えるで 見逃してその見返りに金品を受け取ったという事由は、生命刑を科す際の一つの根拠として扱われていた。犯罪を て特定の科刑を導き得るものではなく、総合的に判断されて量刑に影響を及ぼしたと考えられるが、 その一方で、収賄罪の量刑に際しては、贈賄の目的となった公事や願事の具体的内容や、収受した金品 収賄罪の処罰の中でも特に重く処罰されたものと考えられる。 特に、 0) 犯罪を

然りとすれば、

収賄罪の処罰に際して徳川幕府刑法では、収受者たる役人が本来どのように振る舞うべきかとい

ど、その職務の重大性や、下役らに範を示す必要から、支配する庶民らから金品を受け取るべきではなく、これに 違背した場合には重く処罰されるべきとの考えが、かかる量刑から看取されるのである。 ような考え方は、収賄者の役職が量刑に影響を及ぼしている点からも窺える。すなわち、より重い役職にいる者ほ う規範を前提として、これに対する違背の程度に応じて刑責を決定していたと考えることができるであろう。

### 収賄罪の未遂

# 第一項 「差返し」による刑の減軽

十二・越後国天王村九右衛門其外之もの共、博奕いたし候一件において、以下の如く先例が引用されていることか らも窺える。 る。これに対して、金品を贈賄者に返したという点が、収賄者の刑責に如何なる影響を及ぼすかについては、 なかった場合との比較が困難であるため、不明である。尤も、金品の返戻が一定の考慮事由たり得たことは、 御定書二十六条但書によって、 贈賄の未遂がその刑を減軽されたことは、すでに前章で明らかにしたとおりであ

### 御咎附ニ伊豆守申上候例

早々御代官え可申立処、 二金五両有之候を、不心附請取置、反物代金をも直ニ不相払、 同宿佐兵衛外壱人罷越、 東在々取締為御用廻村いたし候節、 去ル申年〔文政七年〕石川左近将監御勘定奉行之節、 其儘預り置、 慈悲願之儀申聞、 野州梁田宿二て無宿源次郎を召捕、 追て廻村之節持参、弐品とも差戻、請取書付取置候儀には候得共、右 不承請候とは乍申、兼て頼置候反物之由ニて、 伺之上御咎申付候御代官杉庄兵衛手附森熊, 両人立帰り候後、右金有之候を見出候ハヽ、 同宿役人共え預置帰府いたし候節 縮緬壱反差出候内 三郎儀、 関

-2-58 (名城

'18)

始末、取締御用相勤候身分、別て不埒ニ付、三十日押込、

者として「別て不埒」であると評価されている。本件で反物に忍ばせてあった金員は、その目的・時期などに照ら が帰った後これに気づいたため、 刑が三十日押込という、極めて軽いものにとどまっていることから、金品を差し戻した点が刑を減軽すべき事由 して賄賂と評価して差し支えなく、仮に差し戻さなければ収賄罪が成立するものと考えられるが、本件における科 なかったこと、および賄賂の存在を知った後、早々にこれを代官へ申し立てなかったことが、取締の職務を務める すなわちこの先例では、 賄賂が反物の中に忍ばせてあったために受け取った当初はその存在に気づかず、 後日廻村の際に反物共々これを返戻した者につき、反物の料金をその場で支払わ 贈賄

勢が表れていると考えられる。 由のない物を贈られた際には、 しかし一方で上記一件では、 役人らは基本的に支配する庶民から如何なる物をも軽率に受け取るべきではなく、またもし収受する正当な理 賄賂を返戻するまでの収賄者の行為態様が具体的に非難されている。 速やかに上役へ申し立てるべきであるという、役人らの綱紀粛正を目指す幕府の姿 かかる記述に

して評価されているものと思われる。

### 第二項 不正実行の有無

件のうち、角倉与一手代・山崎十内外壱人に対する再評議に、 賄賂を収受したが実際には不正を行わなかった場合について、 前掲寛政八・摂河泉播村々之もの共、 以下の如き記述がみられる。 賄賂差出候

評議仕申上候、 大坂町奉行、 相伺候、 角倉与一御代官所之もの共、 賄賂差出候一件之内、

四〇

御仕置之節ハ、賄賂之御定ニ拠候哉否之処も相糺、可申上旨、被仰聞候、ঙ 之金子も、 罪科相決可然候賄賂ニは不相当候得共、品不宜候間、 品軽キ方ニ可有之候、 より、仕向も差別有之抔申類ハ、是又、同前たるへく候、左も無之音物を受候ハ、心得違又ハ不慎之筋ニて、 共御仕置之儀、 御仕置之品、 少分とハ難申候得共、 例も有之候得共、 吟味書之趣二ては、事を曲候筋ハ不相見候ニ付、賄賂を貪候ものとハ趣意違候訳を以、 軽ミ候筋ニ可有之哉之処、了簡いたし可申上、 賄賂之心得二て受用いたし候ハ、聊二ても品重く、勿論、常々音物之厚薄ニ 躰、 賄賂と申にハ無之、受用いたす間敷筋之音物を受候儀ニて、尤、受用 伺之通、遠島・追放等にて相当可致哉、 且明和八卯年、 鵜飼左十郎初筆、 又ハ賄賂を以論 手代共

放に処すべき旨を示し、「評議之通済」となっている。 のこて、其事を曲て取計候所ニ拘り、 不正は行っていない場合について、不正を行った場合に比較して軽く処罰すべきとの考えが窺える。 および「事を曲候筋ハ不相見」ことなどから疑義が提示されているのである。この疑義からは、金品を収受したが しかし、再評議では、金員を贈った側の行為が贈賄にあたるとした上で、「右を受用いたし候ハ、賄賂を受候も すなわち、評定所による初回の評議に対して、山崎十内ほか一人が「賄賂之心得ニて受用」したのでないこと、 賄賂と名目を付候儀ニハ有之間敷哉ニ候」として、初回の評議と同様

場合であっても、その点は刑を減軽する事由とはならず、賄賂として贈られたものを受用した時点で、収賄の罪責 を免れなかったことが窺えるのである。 以上の記述から、 賄賂を収受したものの、 依頼を受けた公事や願事について実際には何らの便宜も図らなかっ た

#### 第四節 小括

れを罰することで、役人らの不正を抑制する目的から発した法理であると考えられる。かかる目的は贈収賄罪の処 た公事や願事などについて実際に便宜を図ったか否かにかかわらず処罰される点は、広く金品の収受を禁止し、こ このうち、如何なる物であれ贈り物を収受すべきでないという命令や、賄賂を一旦収受した以上、その目的となっ 以上本章では、 収賄罪の処罰にあたり、如何なる事由が考慮され、その量刑がなされていたかを検討してきた。

任の観念を看取し得る。 各役人にその立場に応じた個別具体的な責任を設定し、これへの違背を処罰するという、一種の身分責任的刑事責 罰に一貫して見られるものであり、徳川幕府刑法における贈収賄罪の根幹を成していると言えよう。 その一方で、賄賂の目的となる公事や願事の具体的内容や、収賄者の身分や役職を考慮する刑の量定方法からは、

ためであると考えられる。 支配階級たる武家が庶民におもねるようになってはならないという意識から、武家に支配階級としての自覚を促す して形成されていると考えられる。 以上を要するに、収賄罪の処罰は、 収賄罪において特にこのような処罰の方針が看取される理由は、 一般的な禁止命令による処罰と、個別具体的な刑事責任による処罰とが混合 賄賂によって

#### 第四章 贈収賄の共犯

#### 第一節

前掲文政元・御代官島田帯刀手附柴田右内外弐人、不正の取計いたし候一件の再評議には、 御定書によれば、 賄賂の取持をした者も、贈賄者と同じ刑が科される。尤もこの点については例外があるようで、

'18) 68 - 2 - 55 埒ニ付、

過料三貫文、

但、 宿同下人幷島田帯刀用達相勤候もの之忰、下人之類ニて、品不宜候ニ付、夫々先例引当申上候儀ニ御座(雲) 賄賂差出候もの共より、 賄賂差出候もの、 同取持いたし候もの、同刑之御定ニ御座候処、 格別重ク候得共、取持いたし候もの共ハ、賄賂差出候もの共と違ひ、 謝礼之取持いたし候もの共は、 郡中惣代又は郷 (中略)

たのである。 なる但書が付されている。すなわち、取り持った者の身分によっては、 贈賄者より重く処罰されることがあり得

たる金品の中継が想定される。そしてこのうち一方にのみ携わった者について、以下の判例が挙げられる。 ところで、取持とは具体的にどのような行為を示すのか。賄賂の性質上、そこには①依頼内容の伝達及び②賄賂

### 文政元寅年御渡

大坂町奉行伺

一 御代官島田帯刀手附柴田右内外弐人、不正の取計いたし候一件

中殿

南久宝町三丁目

基右衛門 日雇

助

儀を引受、庄兵衛外八人之もの共、手鎖預差免之儀、右内え内証頼之儀、源兵衛え口次いたし遣候始末、不 右之もの儀、 世話料可貰受と欲心拘り、 執持いたし候儀は無之とも、庄兵衛女房ちよより被頼、 身分ニ不拘

68-2-54 (名城 '18)

 $\equiv$ 

此儀、 て渡世方引請候ものニも無之故、御代官より郷中え厳敷申渡有之儀は不相弁、全無思慮取扱候段、 のは内証頼込之儀、 相聞候得共、右始末不東ニ付、三十日手鎖と相伺、 人喜助儀、 手代共え相送候金子等取次いたし、又は手代小屋え村方之ものを案内いたし候段、不届二候得共 寛政八辰年評議二御下ケ被成候、 村々之ものより之頼筋、手代共え執持は不致候得共、村方之もの任申、主人権右衛門えも不申 口次いたし候迄こて、 大坂町奉行相伺候、 賄賂筋ニは不拘ものニ付、 評議之上、伺之通と申上、其通相済候例ニ見合、 京都神泉苑町御池下ル町、 品軽、 急度叱り、 久下屋権右衛門下 無相違

下 各<sup>22</sup>

内容の伝達のみを行い、金品の中継には携わらなかったことを指すと考えて良いであろう。 対して庄兵衛ほか八人について「手鎖預差免之儀」を頼んだという者である。 たし候迄ニて、賄賂筋ニは不拘」と表現していることから、卯助についての「執持いたし候儀は無之」とは、 本件の卯助は、 「執持」(取持のことと思われる) はせず、ただ庄兵衛の妻・ちよからの依頼を受け、 評定所評議ではこの行為を「口次い 柴田右内に

容の伝達には携わらなかったことを指すと考えられる。然りとすれば、上記①、②いずれが欠けても、 める取持には当らないと評価されたと考えられる。 行なったというものであった。ここでの「執持は不致」とは、本件卯助とは逆に、 一方、評議において参照されている寛政八年の先例は、執持はしなかったが、「手代共え相送候金子等取次」 金品の経 由のみを行い、依頼内 御定書に定

そのうえで評定所は、本件が依頼内容の伝達のみに携わっている点を以って、 すなわち、 取持でない加功のなかでは、 金品の中継にのみ携わっている場合の方がその刑責は重く、 先例よりも 「品軽」 と評議

(名城 '18) 68-2-53

四 四 右之もの共儀、

内証ニて、

右賄賂金、

平兵衛取次、差戻候節、請取、

の伝達のみに携わっている場合には刑責は軽いと判断されているのである。 第二章において述べたとおり、贈賄罪が御定書に規定するとおりに処罰されるには、公事や願事などについて、

やはり当該依頼の際に金品を贈ることにあると考えられる。そのため取持の要件においても、金品の中継が比較的 重く扱われ、これを伴わない仲介は、依頼内容の伝達を伴わない仲介よりも軽く処罰されたのである。 個人の利得を目的として役人らに便宜を図ってもらうよう依頼することが必要であった。しかし、贈賄罪の本質は

## 贈賄に対する同意

賂差出候一件に以下の如き記述が見られる。 役人らに賄賂を贈るべき旨の発案に対し同意した者の刑責については、 前掲寛政八・ 摂河泉播村々之もの共、

賄

角倉与一御代官所

河州茨田郡安田村

有之候処、手代共え賄賂いたし候儀、庄屋・徳次郎ニ随意いたし罷在、其上、徳次郎え吟味相掛り候後、 御取箇割強候ては、村方年々水損等入合セ、難出来儀を存量、御代官より兼て厳重之申渡 容易二請取書、認、 相渡、其上、同人・任申、北十 頭百姓 久右衛門 惣左衛門 68 - 2 - 52(名城 '18)

四 五

番村え口留いたし候段、旁、不届ニ付、摂河両国払、

四六

外四人儀、 同人え賄賂金三両遣し、組落之箇条書抜貰候儀ニ同意いたし候段、 明和七寅年、 吟味書之趣ニては、 年寄・惣右衛門は過料銭五貫文、 申付候例二見合、 御普請御入用之内、刎金いたし且同村七郎右衛門、重立取計、 小野日向守、 賄賂差出候段、 他之もの任申旨候とは訳違、 御勘定奉行之節、伺之上、御咎申付候、 頭百姓・久右衛門は同三貫文、 重も之不埒ニ御座候得共、右は、庄屋徳次郎、 其村庄屋之取計ニ同意いたし候ハ、 甲州西嶋村·長百姓六左衛門 保田繁右衛門え金五両貸遣 一同不埒至極ニ付、 重立取計候儀 品軽、 過料銭拾

**評議之通済** 

ととして、刑責が減軽され得たのである。 ている。すなわち、身分の上下から発案者に反対できないと考えられる場合には、当該同意はやむを得なかったこ 者である。評定所はこの二人について、ほかならぬ「其村庄屋」に同意した者であるから「品軽」であると評価 本件の年寄・惣左衛門および頭百姓・久右衛門は、 庄屋たる徳次郎の主導に随意して代官手代らへ賄賂を贈った

件之内、安田村・惣左衛門・久右衛門ニ見合、跡ニて承り、同意いたし候儀ニて、 に比べ、事後の同意は軽く処罰されていたと考えられる。そしてそのように取り扱われた理由は、 しては過料銭三貫文、年寄・頭百姓に対しては急度叱りを科すべき旨評議されている。然りとすれば、 評議されている。また、同一件中、氷野村庄屋・彦左衛門外四人、右氷野村外拾三ヶ村頭百姓共についても、 衛取噯ニ泥ミ、跡ニて随意」した者たちであり、「久右衛門ニ見合、 なお、本件安田村については、 頭百姓・次右衛門ほか五人に対する評議も残されているが、彼らは 品軽御座候間 格別、 同急度叱り」に処すべき旨 品軽」として、庄屋に対 事前の同意の方 事前 郷宿 · 平兵 0)

# 第三節 収受者による賄賂の要求

が、

賄賂を贈る当事者にとって、より心理的加功の程度が大きいと考えられた点にあると考えらえれるのである。

本稿ではすでに前二章において、贈収賄罪の量刑判断に際して、収受者から金品を贈るべき旨の指示があったか

れに乗じた者を軽く処罰するものであると考えることができる。実際、前掲天明八・伏見町人九助外壱人差出候訴 否かという点が考慮要素となっていたことを明らかにした。 このような量刑判断は、収受者と贈賄者とを一種の共犯として捉え、 当該贈収賄を誘発した者を重く処罰し、

ち、役人が賄賂を要求したために、庶民がそれを正しいことだと思い違いをして賄賂を贈ったと考えられているの 状一件の御仕置附では、奉行所からの「誘」によって、次郎右衛門が「心得違」をしたと評価されている。すなわ

である。

特に顕著なものとなるであろう。そこで徳川幕府刑法においては、上記の如く逆らえない相手から賄賂が要求され のである。 た場合には、 公事や願事などにつき何らかの干渉が可能な立場の武家と、当該公事・願事などの当事者である庶民とにおいては、 前章第二節でも述べたが、身分的に下位の者が、上位の者に異を唱えることは困難である。そのような構図は 贈賄者を軽く処罰し、また自ら要求して賄賂を収受した者を特に重く処罰していたものと考えられる

### 第四節 小括

賂の要求という三つの論点をあげて検討してきた。 以上本章では、 贈賄罪の共犯に関わる問題として、 御定書に定める取持、 贈賄への同意、そして収受者による賄

'18)

ち、取持とは依頼内容の伝達と金品の中継との双方を行っている場合に限られたが、その一方のみに携わっている このうち取持は従犯的性質をもつ行為態様であるが、その処罰は贈賄罪の本質を意識してなされていた。 す

四八

場合、金品の授受という、 個人が如何なる行為に及んだかを評価するのではなく、当該行為が他の行為者や事件の関係者に如何なる影響を及 に及ぼす影響が考慮されていたことが明らかとなった。すなわち、 また、贈賄についての同意と、 贈収賄罪の最重要要件についての加功が重視されていたのである 収受者による賄賂の要求に対する刑責の検討にあっては、身分的上下関係の 贈収賄罪について刑責を検討する際には、 犯行

幕府の考えを反映していると考えてよいであろう。 如何なる行為を制限することが、贈収賄とそれによってもたらされる不正の防止に有用であるかについての、徳川 これらの検討によって得られた共犯処罰上の要点は、 いわば第一義的な贈賄者 ・収賄者以外の加功者に対して、

ぼしたかという点まで考慮していたことが窺えるのである。

#### 第五章 結

討したものであり、 についての基準や考慮要素を明らかにした。 はかかる問題意識から、贈収賄それぞれについて判例を検討し、その中から法理とも呼ぶべき、犯罪の認定や量刑 第一章でも述べたとおり、 判例が中心に据えられていることは興味深い。 判例法主義は維持されていたのである。 徳川幕府刑法の特徴の一つである判例法理については、 贈収賄罪についての先行研究は、 贈収賄罪の如き、統治や政権運営と密接に関連する犯罪類型において 特に政治的配慮の働く可能性が高いと考えられる収賄罪の法源につい おそらく、 そのような特徴をもつ犯罪であるからこそ、 個別の事件の処罰を、 十分に検討されてこなかった。 政策的側面に重点を置いて検 判例と

ところで、以上のように考えた場合、

与・収受いずれの側に対しても、 よって処罰し、以って役人らの不正を防止しようとしていたかについても検討した。それによれば幕府はまず、 いう信頼性の高い法源を用いることで、個別の事件に対する判決の正当性を強調しようとしたものであろう。 また本稿では、これらの法理を明らかにしてゆくなかで、徳川幕府が贈賄罪・収賄罪をそれぞれ如何なる方針に 賄賂に限らず金品の授受を広範に禁止することで、 贈収賄が発生する可能性を極

力排除しようとしていた。

刑法における収賄罪の処罰は、支配階級たる武士あるいは役人としてのあるべき姿の追求に外ならなかったのであ 責任を課し、 り実効的な贈賄の抑制を目指していた。一方で収賄者に対しては、武士としての身分や役人としての職分に応じた そのうえで、贈賄者に対しては、役人が当該贈賄によって不正を行う具体的な可能性に応じて刑に差を設け、 それに対する違背を、依頼された内容や収賄の金額なども考慮して処罰していた。すなわち徳川幕府

れるのである。 る贈収賄罪は、 民はその決定に服するという構造からの逸脱が可罰的なものと評価されたのである。すなわち徳川幕府刑法におけ 犯罪であったと考えられる。そのため徳川幕府刑法では、役人たる武家が公事や願事についての決定権を握り、 個別の便宜を武家が図るという身分秩序の逆転を生じ、ひいては支配体制そのものの動揺をも引き起こしかねな 身分制を統治の原理の一つとしていた徳川幕府にとって、贈収賄罪は単に不正の温床となるのみならず、庶民の 身分秩序を保護することによって、支配体制を維持することを目的とする犯罪類型であると考えら

想定されるが、この点について本稿では明確な傾向を見出せなかった。また、本稿で取り上げた収賄罪の事例で処 罰されているのは、 概ね下級の武士であり、大名・旗本など上級の武士に対して如何なる処罰がなされたかはなお

贈収賄罪の処罰は幕藩体制の動揺に伴って厳格なものになってゆくことが

(名城

'18)

検討すべき問題である。 これらの問題は今後の課題であり、 稿を改めて論じることとしたい。

五〇

#### 注

- 1 初出、 代表的なものとして、中田薫「徳川刑法の論評」(『法制史論集 法学志林十八巻四号〈一九一六年〉)、高柳真三『江戸時代の罪と刑罰抄説』(有斐閣一九八八年)などが挙げられる。 第三巻上』〈岩波書店一九七一年、初版一九四三年〉所収
- 2 波講座日本歴史11 平松義郎「近世法」(『江戸の罪と罰〔平凡社ライブラリー〕』所収、平凡社二〇一〇年)二五頁(初出、朝尾直弘ほか編『岩 近世3』岩波書店一九七六年)。
- 3 二七巻二~四合併号〈一九六一年〉所収)などが挙げられる。 政研究二六巻一号、同二号、二七巻一号〈一九五九~一九六〇年〉所収)、 『少年法全国施行記念少年保護論集』司法保護研究所一九四四年)、石塚英夫「徳川幕府刑法における共犯(一~三・完)」(法 一例として、石井良助「我古法に於ける少年保護」(『日本刑事法史〔法制史論集一○巻〕』所収、創文社一九八六年、初出、 同「徳川幕府刑法における過失犯」(法政研究
- $\widehat{4}$ 国家学会雑誌六五巻五~七合併号、同十一・十二合併号、六六巻五~七合併号(一九五二年)所収
- (5) 法政研究二五巻二~四合併号(一九五九年)所収。
- (6) 法政研究四五巻三・四合併号(一九七九年)所収
- 7 朝尾直弘教授退官記念会編『日本国家の史的特質 近世・近代』(思文閣出版一九九五年)
- 8 の如く略す。 泉播村々之もの共、賄賂差出候一件を示す。なお、本稿における本史料の引用・参照はすべて本書により、古類集八(三六八) 石井良助編 『御仕置例類集』(名著出版一九七一~一九七四年)古類集八之帳三六八号などに収められた寛政八・摂河
- 9 ものに改め、 なお、本稿において史料、 適宜読点を施した。行送りは適宜改め、欠字・平出はともに一字を明けて示した。筆者による註記は〔〕で 論文などの文献を引用するに際しては、 旧漢字・変体仮名などは一部を除き概ね現行通用の

示した。

- 10 司法省蔵版・法制史学会編・石井良助校訂 『徳川禁令考』(創文社一九五九~一九六一年))別巻六九頁。
- 11 『徳川禁令考』後集第二、七三頁。
- 12 前掲 『徳川禁令考』別巻四頁
- 同書論考篇参照。 評定所御定書」(名古屋大学法学図書室蔵) 三十四条などにその規定が見られる。 なお各史料の成立や性質などについては 高塩博『江戸幕府法の基礎的研究』(汲古書院二〇一七年)史料篇によれば、「御評定所御定書」(高塩氏蔵)三十六条、「御
- 14 石井良助『近世法制史料叢書 第二』(復刊訂正版、 創文社一九五九年)三四一頁。
- 15 続類集六之帳 (一四七)。
- 16 おける本史料の引用・参照はすべて本書による。 「御仕置例撰述」(石井良助編『近世法制史料集』〈雄松堂フィルム出版一九六七年〉 所収)初編三(8)。なお、
- 17 事半兵衛、博奕いたし候一件が挙げられる。 古類集八(三六八)。なお、本件を先例として引用する事例として、天保類集拾八(三〇〇)文政十二・甲州無宿太十
- 18 古類集八 (三六七)。
- 19 なお本件は、「御仕置例撰述」初編三(4)に、寛政元・町奉行支配県宗休金子掠取候一件として収録されている。
- 20 同一件中、石川郡板持村庄屋・平次、 年寄・甚右衛門についての評議より引用
- 21 古類集八 (三六五)。
- 家来、 小普請今福伊織家来堀太郎兵衛謀書致候一件のうち茂兵衛に対する御仕置附、続類集六(一四九)文政九・大伝馬塩町五 、組持店市助事万吉儀、 「御仕置例撰述」初編三(34)。なお、本件に先例として引用されている一件は古類集八(三六四)寛政四・稲葉丹後守 廻村先ニて、不束之取計いたし候一件であり、本件を参照する事例として、「御仕置例撰述」初編三(35)寛政十・ 牢屋下男相勤候節、 不届之取計いたし候一件中、吉五郎外四人に対する評議が挙げられる。
- 23 「御仕置例撰述」初編三(1)。
- 24 諱については『柳営補任 五〔大日本近世史料〕』(東京大学出版会一九六五年)七七頁参照

- 25 前掲続類集六(一四七)。
- 26 なお、未遂については溝田正弘 「徳川幕府刑法における『未遂』犯」(法政研究五一巻二号〈一九八五年〉 所収

五.

27 古類集八(三六三)。

28 取計いたし候一件のうち、喜七についての評議が挙げられる 古類集八(三六六)。なお、本件を先例とする事例として、前掲文政元・御代官島田帯刀手附柴田右内外弐人、 不正の

古類集八 (三六九)。

29

30 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』(創文社一九六〇年)五三五頁参照

31 石丼良助・髙柳真三編『御触書寛保集成』(岩波書店一九三四年)二十三巻一三一四号。

- 33 32 前掲寛政八・摂河泉播村々之もの共、賄賂差出候一件中、山崎十内外壱人についての評議より引用 古類集拾九(一四二六)寛政八・摂河泉播村々之もの共、 賄賂差出候一件中、三好官十郎についての評議より引用。
- 35 「御仕置例撰述」初編三(14)。なお、前掲「以上并武家御扶持人例書」(二 - 五)参照

平松義郎監修・京都大学日本法史研究会編『近世法制史料集

第三巻』(創文社一九七七年)

34

- 36 例として、親類集弐拾壱(八一二)文化六・無宿・円次初筆、博奕いたし候一件が挙げられる。 続類集弐拾三(九九七)。なお、同様に犯罪を見逃し、その謝礼として贈られた金品を収受したことで死罪に処された
- 37 参照している事例として、古類集拾九(一四二七)寛政九・摂州今津村・真福寺住持・智雄、不埒之取計いたし候一件、 本件と同様の例として新類集弐拾壱(八一三)文化六・御代官神林六郎手代・原田城右衛門儀、 前掲「御仕置例撰述」初編三(1)。なお、前掲「以上并武家御扶持人例書」(二 - 六)参照。また、 村方より金子借受候一件 本件を先例として
- 38 天保類集四拾弐 (一二四〇)。

がそれぞれ挙げられる。

- 39 前掲古類集拾九(一四二六)。
- 40 続類集六 (一四七)。
- なおこれと関連して、 取持の間で身分の上下があり、 武士を重く処罰した事例として、「御仕置例撰述」

(名城 68 -2 '18)45

42 の例については贈賄者の刑が不明であり、具体的な比較ができないが、「品軽」との評議がなされている。 政四・相州中新田村外壱ヶ村ゟ同国厚木村江相掛候出入手寄取拵候一件が挙げられる。 続類集六(一五一)。なお、同様に金銭の中継のみに携わっていた事例として、古類集八(三七三)が挙げられる。

【追記】本稿の要旨は、平成三十年九月二十九日、名古屋大学で開催された法制史学会中部部会第八十四回例会に とができなかった(二〇一八・九・三〇)。 おいて発表した。その際、先生方から多くの貴重なご教示を賜ったが、校了後であったため、本稿に反映するこ